

入学前に、新入学用品費を支給します～就学援助のご案内～

宮古市では、令和7年4月に宮古市立中学校へ入学するお子様がいらっしゃる保護者のうち、就学援助の要件にあてはまる方へ入学援助費を入学前（2月）に支給します。ご希望の方は、下記をご確認ください。

1 就学援助とは

経済的な理由で、お子様を就学させることにお困りの保護者の方へ、学用品費など学校にかかる費用の一部を援助する制度です。

2 就学援助の対象となる方

宮古市に住所を有し、令和7年4月に宮古市立中学校に入学するお子様がいらっしゃる方で、次の(1)～(6)のいずれかにあてはまる方のうち、教育長が援助を必要と認めた方が対象です。

- (1) 令和5年度または令和6年度に生活保護が停止・廃止した方
- (2) 児童扶養手当を全額受給している方
- (3) 世帯員全員に市民税が課税されていない方
- (4) 世帯員全員の収入月額が、生活保護基準の1.3倍未満の方 ※
- (5) 経済的な理由により、お子様の生活にお困りの方
- (6) 令和5年度または令和6年度に火災等により住宅・家財の2分の1以上が滅失した方

※ 生活保護基準とは

生活保護を受けている方に準ずる程度に生活が困窮していることを判定するための基準

生活保護基準が 1.3倍未満と なる収入の目安	家族構成	大人1人 中学生1人	大人2人 中学生1人	大人2人 中学生2人
	年間収入の目安		280万円	350万円

※ 前年の収入等により審査します
※ 世帯を分けている世帯員（住所が同じ世帯員）の収入も含めて審査します
※ 家族構成・年齢等によって判定基準は異なるため、対象とならない場合があります

3 申請手続きについて

現在、お子様が通っている小学校において申請に必要な書類を配布します。

希望する方は学校へお問合せください。

4 申請書の受付期間について

令和6年12月2日（月）から令和6年12月16日（月）まで（期限厳守）

- ※ 現在、お子様が通っている小学校へ提出してください。
- ※ 期限を過ぎて提出した場合は、新入学用品費の支給が入学前（令和7年2月）ではなく、入学後（令和7年7月以降）となります。

5 新入学用品費の支給について

- (1) 支給費目 新入学用品費
- (2) 支給予定額 63,000円 ※令和6年度実績。額は変更となる場合があります。
- (3) 支給予定日 令和7年2月中
- (4) 支給方法 保護者の口座へ振込
- (5) その他 新入学用品費を除いた費目(学用品費等)は、入学後に支給します。

6 申請に関する注意事項

(1) 令和7年2月中に就学援助(新入学用品費の支給)の認定を受けたお子様については、令和7年度の就学援助の申請は不要です。ただし、次にあてはまる方は申請が必要になります。

- ① 中学校に入学するお子様以外に、小・中学生のお子様がいる方
- ② 令和7年2月における申請内容に変更等が生じた方

【例】 児童扶養手当が全額受給から一部受給となった
家族構成や世帯収入に変更が生じた、転居した

※ 再度、お子様が通っている小学校又は中学校へ申請書等を提出してください。

(2) 次にあてはまる方は、就学援助の対象になりません。

- ① 令和7年3月31日以前に宮古市外に転出する方
- ② 令和7年4月にお子様は宮古市立中学校に入学しない方

【問合せ先】

宮古市教育委員会 学校教育課
学校教育係 (☎0193-68-9116)